

利根町告示第44号

平成23年第2回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年4月28日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成23年5月10日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 常任委員会委員の選任について
- (4) 議会運営委員会委員の選任について
- (5) 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会の議員の選挙について
- (6) 龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員の選挙について
- (7) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の議員の選挙について
- (8) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について
- (9) 報告第1号 平成22年度利根町水道事業会計予算の繰越について
- (10) 議案第29号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (11) 議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (12) 議案第31号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第11号)の専決処分について
- (13) 議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について
- (14) 議案第33号 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- (15) 議案第34号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分について

- (16) 議案第35号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- (17) 議案第36号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

平成23年第2回利根町議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	5 . 10	火	本 会 議	開会 提出議案説明（採決）	午前10時

平成23年第2回  
利根町議会臨時会会議録

平成23年5月10日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	7番	高橋一男君
2番	花嶋美清雄君	8番	井原正光君
3番	船川京子君	9番	今井利和君
4番	高木博文君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	坂本隆雄君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	鈴木弘一君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

1 番	新 井 邦 弘 君
2 番	花 嶋 美 清 雄 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程

平成 2 3 年 5 月 1 0 日 ( 火 曜 日 )

午前 1 0 時開会

( 日程その 1 )

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

( 日程その 2 )

日程第 1 副議長選挙について

日程第 2 議席の指定について

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の件

日程第 5 議員提出議案第 3 号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 6 常任委員会委員の選任について

日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会の議員選挙について

日程第 9 龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員選挙について

日程第 10 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の議員選挙について

日程第 11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙について

日程第 12 報告第 1 号 平成 22 年度利根町水道事業会計予算の繰越について

日程第 13 議案第 29 号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 14 議案第 30 号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 日程第15 議案第31号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第11号)の専決処分について
- 日程第16 議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について
- 日程第17 議案第33号 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第18 議案第34号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第19 議案第35号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第20 議案第36号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

追加日程第1 災害対策の件

1. 本日の会議に付した事件

(日程その1)

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

(日程その2)

日程第1 副議長の選挙について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の件

日程第5 議員提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第6 常任委員会委員の選任について

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

日程第8 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会の議員の選挙について

日程第9 龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員の選挙について

日程第10 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の議員の選挙について

日程第11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

日程第12 報告第1号 平成22年度利根町水道事業会計予算の繰越について

日程第13 議案第29号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第14 議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第15 議案第31号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第11号)の専決処分について

- 日程第16 議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について
- 日程第17 議案第33号 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第18 議案第34号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第19 議案第35号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第20 議案第36号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 追加日程第1 災害対策の件

---

午前10時00分開会

議会事務局長(酒井賢治君) おはようございます。議会事務局長の酒井です。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長議員の白旗議員をご紹介します。

白旗議員、議長席にご着席願います。

〔臨時議長白旗 修君着席〕

臨時議長(白旗 修君) 皆様おはようございます。ただいま紹介をいただきました白旗でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回利根町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

臨時議長(白旗 修君) 町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長(遠山 務君) 皆さんおはようございます。平成23年第2回利根町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙中にもかかわらず出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、東日本大震災の影響で何かと自粛ムードが広がっている中、去る4月24日に執行されました町議会議員の選挙におきまして、町民の皆様方のご信任を

得てめでたくご当選をされましたこと、まことにおめでとうございます。今後4年間、さまざまな議員活動を通し町民の代表としてご活躍されますことを、心よりご祈念を申し上げます。

初めに、去る3月11日に起きました東日本大震災に触れますと、震災の規模は観測史上世界で4番目、また千年に一度の大きさとも言われており、建物の損壊や流出、さらにはインフラの破壊など、被災地の壊滅的な状況が、テレビ、新聞、ラジオ等を通じて伝わり、悲惨な被災地の現状、そして苦悩する被災者の声を聞くたびに、心が痛む日々が続いております。

マグニチュード9.0の大地震と最大で約13メートルともいわれている大津波が押し寄せ、その後、原発事故による放射能問題が加わり、地方自治体が対応できる災害対策のレベルを超えた想像を絶する甚大な災害となってしまいました。

5月8日現在でございますが、警察庁の発表では、死者が1万4,898名、行方不明者が9,922名、避難生活を余儀なくされている方々が11万9,091名と報道されております。

2カ月が過ぎようとしている今日も、なお避難生活を余儀なくされている方々が大量おられ、健康問題や医療の問題、そして災害による失業者の雇用問題、農水産物や観光等への風評問題などが各地に広がり、この災害に関連した深刻な問題が次々と連鎖的に発生し、全く前例を見ない異常な事態が続いております。

この場をおかりして、被災に遭われました多くの皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々、そしてそのご遺族の皆様方に対しましては、謹んでお悔やみを申し上げます。

また、大津波に流され壊滅状態に陥った地域では、いまだ大量の方が行方不明となっており、一日も早く行方がつかめることを祈っております。

ここで利根町の被害状況に触れますと、幸いにもこの大震災による死亡者や行方不明者、そして大きなけがを負われた方はおりません。人的被害では、中等傷と軽傷を負われた方がそれぞれ1名おられました。

町税務課による被害状況の調査では、4月28日現在でございますが、家屋の損壊が750件あり、被害を程度別に申し上げますと、建物の全壊が20件、大規模半壊が28件、半壊が40件、そして一部損壊が662件となっております。

また、町都市建設課の調査では、町道の被害が約100カ所あり、利根ニュータウン、上柳宿、三番割、中谷、羽根野台のそれぞれの一部の地域で液状化現象が発生したことをここにご報告申し上げます。

町では災害直後、直ちに災害対策本部を設置いたしました。14時46分、地震が発生し、2分強の揺れを感じたわけでございますが、14時55分には災害本部を設置し、特にライフラインである水道の復旧作業のため、建設業者などの関係者のご協力を得ながら懸命な作業を行いました。その結果、水道の復旧については比較的早い時期に全面的な仮復旧にた



どり着いた経緯がございます。

その後、対策本部では住民の皆様がいち早くふだんの生活に戻れるよう、一助となる支援策を取りまとめ、「東北地方太平洋沖地震の被害に遭われた皆様へ」と称する利根町の支援制度のお知らせ版を、区長を通じて全世帯に配布、周知をしております。

4月4日から4月28日まで災害の総合支援窓口を庁舎議会棟1階に開設し、各種相談や支援に努めるとともに、現在は通常の部署におきまして、被災に遭われた方々の支援、相談を実施しているところでございます。

何よりこうして円滑な復旧作業や支援活動ができたのも、すべてにおきまして各区長また各区の役員さんを初め、町民の皆様方の冷静な判断のおかげであり、この場をおかりしまして、町民の皆様方には心より御礼を申し上げる次第でございます。

また、災害発生当初、一部におきまして早急な対応ができずご迷惑をおかけしたこと、このことについては心よりおわびを申し上げます。

さて、政府におきましては、今回の大震災を激甚災害に指定しており、公共施設などの災害復旧費用の地方負担を限りなくなくす方針を決定するなど、手厚い財政措置を講ずる姿勢を表明しております。

去る5月2日には、復旧、復興に向けた緊急措置として約4兆円規模の平成23年度第一次補正予算が国会で成立したところでございます。かつてない異常な事態に遭遇していることで、災害対策の財源確保等に対応が非常に難航しておりますが、さまざまな分野での復興支援について、十分な支援措置を期待するものであります。

利根町も道路や橋梁等はまだ仮復旧の状況であり、完全な復旧には1年程度かかるものと思われませんが、国や県など関係機関のご協力を得ながら、今後の復旧、復興に努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方にはご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成23年度も既に始まっております。行政が抱えている課題は数多く山積してありますが、今年度はタイケン学園が文部科学省の大学設置認可を得て、来年度から開学が予定される運びとなっており、地域活性化やさまざまな分野での経済効果に期待を寄せるものでございます。本年度も引き続き利根町の発展と住民福祉の向上のため、新たな視点に立った事業に取り組むなど、現在の社会経済情勢を見据えながら、町民の目線に立った町民の皆様とともに歩む協働のまちづくりに全力を傾注していく所存でございますので、重ねて議員の皆様方のご支援とご協力を承りますようお願い申し上げます、初議会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

報告第1号は、平成22年度利根町水道事業会計予算の繰越についてで、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

議案第29号から議案第36号までは専決処分の報告でありまして、議案第29号は、利根町

国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第30号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第31号は、平成22年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、議案第32号は、平成22年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、議案第33号は、平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、議案第34号は、平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分について、議案第35号は、平成23年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、議案第36号は、平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

以上、議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なるご判断を承りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

臨時議長（白旗 修君） 町長の発言が終わりました。

---

臨時議長（白旗 修君） 次に、執行部の諸君の自己紹介をお願いいたします。

総務課長飯田 修君から、着席順に自席でお願いいたします。

総務課長（飯田 修君） 総務課長の飯田 修でございます。どうぞよろしくお願いたします。

税務課長（坂本隆雄君） 税務課長の坂本隆雄です。よろしくお願いたします。

企画財政課長（秋山幸男君） 企画財政課長の秋山幸男です。どうぞよろしくお願いたします。

まちづくり推進課長（高野光司君） まちづくり推進課長の高野光司でございます。どうぞよろしくお願いたします。

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） 国保年金課長、あわせて国保診療所の事務長を仰せつかっております矢口でございます。どうぞよろしくお願いたします。

住民課長（木村克美君） 住民課長の木村克美でございます。どうぞよろしくお願いたします。

福祉課長（師岡昌巳君） 福祉課長の師岡昌巳でございます。どうぞよろしくお願いたします。

保健福祉センター所長（石塚 稔君） 保健福祉センター所長の石塚 稔でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育長（伊藤孝生君） 教育長の伊藤孝生でございます。よろしくお願いたします。

学校教育課長（鬼沢俊一君） 学校教育課長の鬼沢俊一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

生涯学習課長（石井博美君） 生涯学習課長の石井博美です。よろしくお願いたします。

す。

会計課長（鈴木弘一君） 会計課長の鈴木弘一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

経済課長（菅田哲夫君） 経済課長、あわせて農業委員会事務局長の菅田哲夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都市建設課長（飯塚正夫君） 都市建設課長の飯塚正夫でございます。異動して1年7カ月です。よろしくお願いいたします。

環境対策課長（蓮沼 均君） 環境対策課長の蓮沼 均でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

水道課長（福田 茂君） 水道課長の福田 茂です。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（白旗 修君） 執行部の自己紹介が終わりました。

次に、議員の自己紹介をお願いいたします。

2番議席の井原正光君から、着席順をお願いいたします。

2番（井原正光君） おはようございます。井原正光でございます。住民の負託にこたえるべく、しっかりとやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

3番（花嶋美清雄君） 花嶋美清雄です。よろしくお願いいたします。

4番（新井邦弘君） 新井邦弘です。よろしくお願いいたします。

5番（守谷貞明君） 守谷貞明です。よろしくお願いいたします。

6番（高木博文君） 高木博文です。よろしくお願いいたします。

7番（今井利和君） 布川地区に住んでいる今井利和です。よろしくお願いいたします。

8番（五十嵐辰雄君） 五十嵐辰雄と申します。よろしくお願いいたします。

9番（船川京子君） 船川京子です。よろしくお願いいたします。

10番（坂本啓次君） 坂本啓次です。よろしくお願いいたします。

11番（高橋一男君） 高橋一男です。よろしくお願いいたします。

12番（若泉昌寿君） 若泉昌寿です。よろしくお願いいたします。

臨時議長（白旗 修君） 以上で、自己紹介を終わります。

---

臨時議長（白旗 修君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

町長並びに議員から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長酒井賢治君。

〔議会事務局長酒井賢治君登壇〕

議会事務局長（酒井賢治君） 今臨時会に、町長から報告1件、専決処分8件、議員から条例の一部改正が1件、計10件の議案が提出されましたのでご報告いたします。

報告第1号 平成22年度利根町水道事業会計予算の繰越について

議案第29号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第31号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第11号)の専決処分について

議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について

議案第33号 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分について

議案第34号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算(第6号)の専決処分について

議案第35号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について

議案第36号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

議員提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

以上のおりご報告いたします。

臨時議長(白旗 修君) 報告が終了しました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから、日程その1に入ります。

---

臨時議長(白旗 修君) 日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

臨時議長(白旗 修君) 日程第2、議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推薦の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

臨時議長(白旗 修君) 投票との発言がありますので、選挙の方法は投票で行うことにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長(白旗 修君) ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に井原正光君、花嶋美清雄君、新井邦弘君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

用紙をお配りください。

〔書記投票用紙を配付〕

臨時議長(白旗 修君) 投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（白旗 修君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

〔書記投票箱を改む〕

臨時議長（白旗 修君） 投票箱の異状なしを認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長（酒井賢治君）

〔酒井事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

2	番	井原正光	議員
3	番	花嶋美清雄	議員
4	番	新井邦弘	議員
5	番	守谷貞明	議員
6	番	高木博文	議員
7	番	今井利和	議員
8	番	五十嵐辰雄	議員
9	番	船川京子	議員
10	番	坂本啓次	議員
11	番	高橋一男	議員
12	番	若泉昌寿	議員
1	番	白旗修	議員

臨時議長（白旗 修君） それでは、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（白旗 修君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

井原正光君、花嶋美清雄君、新井邦弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔井原正光君、花嶋美清雄君、新井邦弘君立ち会いの上開票〕

臨時議長（白旗 修君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

五十嵐辰雄君 12票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、五十嵐辰雄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（白旗 修君） ただいま議長に当選された五十嵐辰雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選された議長のあいさつをお願いいたします。

議長五十嵐辰雄君。

〔議長五十嵐辰雄君登壇〕

議長（五十嵐辰雄君） ただいま議長にご推挙を賜りました五十嵐辰雄でございます。

私は、浅学非才でございますが、一生懸命頑張って議長の責務を務めます。どうかよろしくをお願いいたします。

それから、利根町議会は今までも開かれた議会ということでやってまいりました。議会というのは、町民のための負託にこたえるのが議会の責務でございます。この3月には念願の議会基本条例が全会一致で可決しました。この4月から施行されました。私は、この議会基本条例に沿って実のある濃密な議論が展開し、それが町民福祉の向上になればと思っております。

何しろまだまだ初心でございます。これからも議員の皆様、そして執行部の皆様方により一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、私のあいさつとします。ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（白旗 修君） 議長席を交代します。

五十嵐辰雄議長、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長白旗 修君退席、議長五十嵐辰雄君着席〕

議長（五十嵐辰雄君） これから、日程その2に入ります。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、副議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいでしょうか、お伺いいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 投票との発言がありましたので、選挙の方法は、投票で行うことにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（五十嵐辰雄君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に守谷貞明君、高木博文君、今井利和君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

〔書記投票用紙を配付〕

議長（五十嵐辰雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

議長（五十嵐辰雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長（酒井賢治君）

〔酒井事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1	番	白	旗	修	議員
2	番	井	原	正	議員
3	番	花	嶋	美	議員
4	番	新	井	邦	議員
5	番	守	谷	貞	議員
6	番	高	木	博	議員
7	番	今	井	利	議員
9	番	船	川	京	議員
10	番	坂	本	啓	議員
11	番	高	橋	一	議員
12	番	若	泉	昌	議員
8	番	議長	五十嵐	辰	議員

議長（五十嵐辰雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

守谷貞明君、高木博文君、今井利和君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔守谷貞明君、高木博文君、今井利和君立ち会いの上開票〕

議長（五十嵐辰雄君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 なしです。

有効投票のうち

白旗 修君 7票

坂本 啓次君 3票

井原 正光君 1票

高木 博文君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、白旗 修君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（五十嵐辰雄君） ただいま副議長に当選された白旗 修君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選された副議長のあいさつをお願いいたします。

副議長白旗 修君。

〔副議長白旗 修君登壇〕

副議長（白旗 修君） ただいま副議長に選んでいただきました白旗 修でございます。皆様ご承知のように、日本の地方政治は、住民が執行部の長である首長を選び、同時に議会議員を住民が選ぶ、いわゆる二代表制の政治でございます。私たちは、執行部そして議会ともに町の発展のために尽くすわけでございますけれども、議会はその役割である執行部のチェックと、そしてまた議会としての町発展のためのいろいろな議案の提案ということを通じて、この議会を運営していく必要があるかと思っております。

私は、新議長の五十嵐辰雄議長とともに頑張ってまいりたいと思っております。どうぞ皆様方、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（五十嵐辰雄君） 副議長のあいさつが終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午前11時11分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

議会事務局長（酒井賢治君） それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。



1	番	新	井	邦	弘	議員
2	番	花	嶋	美	清雄	議員
3	番	船	川	京	子	議員
4	番	高	木	博	文	議員
5	番	守	谷	貞	明	議員
6	番	坂	本	啓	次	議員
7	番	高	橋	一	男	議員
8	番	井	原	正	光	議員
9	番	今	井	利	和	議員
10	番	若	泉	昌	寿	議員
11	番	白	旗		修	議員
12	番	五十嵐	辰	雄		議員

以上です。

議長（五十嵐辰雄君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。議席の移動をお願いいたします。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

1番 新井邦弘君

2番 花嶋美清雄君

を指名いたします。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日と決定しました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議員提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 議員提出議案第3号

平成23年 5月10日

利根町議会議長様

提出者	利根町議会議員	若 泉 昌 寿
賛成者	同	高 木 博 文
同	同	今 井 利 和
同	同	新 井 邦 弘
同	同	船 川 京 子
同	同	白 旗 修
同	同	高 橋 一 男
同	同	坂 本 啓 次
同	同	井 原 正 光
同	同	守 谷 貞 明
同	同	花 嶋 美清雄
同	同	五十嵐 辰 雄

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

利根町議会委員会条例（昭和33年利根町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1）総務産業建設委員会 6人

総務課の所管に属する事項

企画財政課の所管に属する事項

まちづくり推進課の所管に属する事項

税務課の所管に属する事項

住民課の所管に属する事項

経済課の所管に属する事項

都市建設課の所管に属する事項

会計課の所管に属する事項

農業委員会の所管に属する事項

水道課の所管に属する事項

他の委員会の所管に属さない事項

第2条第2号中「厚生文教委員会 5人」を「厚生文教委員会 6人」に改め、第3号を削る。

附則

この条例は、平成23年5月10日から施行する。

( 提案理由 )

利根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正により議員の定数が削減されたため、総務委員会と産業建設委員会を統合するとともに、常任委員会の定数を改めたいので提案する。

以上でございます。

議長(五十嵐辰雄君) 本案については、賛成議員が全員でありますので、質疑及び討論を省略し、原案のとおり決定することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(五十嵐辰雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長(五十嵐辰雄君) 日程第6、常任委員会委員の選任についてを行います。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長において指名いたします。

各委員会の構成委員を事務局長に朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

議会事務局長(酒井賢治君) それでは、構成委員を朗読いたします。

総務産業建設常任委員会、新井邦弘議員、守谷貞明議員、坂本啓次議員、高橋一男議員、井原正光議員、若泉昌寿議員。

続いて、厚生文教常任委員会、花嶋美清雄議員、船川京子議員、高木博文議員、今井利和議員、白旗 修議員、五十嵐辰雄議員。

以上です。

議長(五十嵐辰雄君) 朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(五十嵐辰雄君) ご異議なしと認めます。したがって、常任委員は、事務局長が朗読しましたとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 22分 休憩

---

午前 11時 46分 開議

議長(五十嵐辰雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。各常任委員会から、互選結果の報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員若泉昌寿君。

〔総務産業建設常任委員若泉昌寿君登壇〕

総務産業建設常任委員（若泉昌寿君） ただいま別室で協議をしましたので、その結果を報告します。

総務産業建設常任委員会の互選の結果を報告いたします。

委員長に井原正光委員、副委員長に坂本啓次委員に決定いたしましたので、報告します。議長（五十嵐辰雄君） 次に、厚生文教常任委員船川京子さん。

〔厚生文教常任委員船川京子君登壇〕

厚生文教常任委員（船川京子君） 厚生文教常任委員の互選結果の報告をいたします。

委員長に高木博文委員、副委員長に今井利和委員に決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会報告のとおりです。

各常任委員会を代表して、委員長のあいさつをお願いいたします。

まず、総務産業建設常任委員長井原正光君。

〔総務産業建設常任委員長井原正光君登壇〕

総務産業建設常任委員長（井原正光君） このたび、総務産業建設常任委員長に推挙されました井原正光でございます。

今回、町の議会委員会条例の一部が改正されまして、私どもの審議事項が大幅にふえました。しかしながら、私はこれまでの知識あるいは経験を生かして、そしてまた委員の皆様方の協力を求めながらしっかりと審議をしてみたいと、このように考えますので、また、執行部の皆様方にもどうぞご協力のほどお願い申し上げまして、あいさつといたします。よろしくどうぞお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、厚生文教常任委員長高木博文君。

〔厚生文教常任委員長高木博文君登壇〕

厚生文教常任委員長（高木博文君） ただいま別室における委員の協議の中で委員長に互選されました高木博文です。

利根町がますます少子高齢化が進むもとで、住民に一番密接なかかわりを持つのがこの常任委員会だと思っております。常任委員会の機能を十分に発揮し、住民が住みやすい利根町ということを実感していただけるように頑張っていきたいと思っております。ご協力、よろしくをお願いいたします。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長において指名いたします。

議会運営委員会の構成委員を事務局長に朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

議会事務局長（酒井賢治君） それでは、議会運営委員会の委員を朗読いたします。

新井邦弘議員、高木博文議員、井原正光議員、今井利和議員、若泉昌寿議員、白旗 修議員。

以上です。

議長（五十嵐辰雄君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、事務局長が朗読しましたとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時52分休憩

---

午後 零時18分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。委員会から互選結果の報告を求めます。

議会運営委員若泉昌寿君。

〔議会運営委員若泉昌寿君登壇〕

議会運営委員（若泉昌寿君） それでは発表します。

議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に井原正光委員、副委員長に白旗 修委員を決定いたしました。

以上のとおり報告します。

議長（五十嵐辰雄君） ここで、議会運営委員会を代表して、委員長のあいさつをお願いいたします。

議会運営委員長井原正光君。

〔議会運営委員長井原正光君登壇〕

議会運営委員長（井原正光君） 井原正光でございます。

私もこれまでずっと長い間、議会運営を見てまいりましたがけれども、まだまだ改善する余地が多々あると、このように感じております。委員の皆様方と一致協力いたしまして、住民の目線に立った開かれた議会として努力してまいりたいと考えます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 議会運営委員長のあいさつが終わりました。

暫時休憩いたします。

午後零時25分休憩

---

午後2時00分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会の議員の選挙についてを行います。なお、組合規約によって4名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいでしょうか、お伺いいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 指名推選との発言がありましたので、選挙の方法は、指名推選で行うことにいたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に花嶋美清雄君、守谷貞明君、今井利和君、白旗 修君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました花嶋美清雄君、守谷貞明君、今井利和君、白旗 修君を、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました花嶋美清雄君、守谷貞明君、今井利和君、白旗 修君が龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に当選されました。

当選された花嶋美清雄君、守谷貞明君、今井利和君、白旗 修君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員を代表して、白旗 修議員からあいさつをお願いいたします。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員白旗 修君登壇〕

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（白旗 修君） ただいま龍ヶ崎地方塵芥処理組合の

議員が4名決まりました。

私たちは、この塵芥処理という問題は、この町にとって非常に大きな問題でございます。財政的にもかなり大きな支出ウエートを占めております。また、環境問題としてもさまざま解決すべき問題があると思います。私たち4名は、そういうことを念頭に置きながら組合でいろいろと活発に提案をしていきたいと思っております。

よろしく願います。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員の選挙についてを行います。なお、組合規約によって2名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 指名推選との発言がありましたので、選挙の方法は、指名推選で行うことにいたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、坂本啓次君、若泉昌寿君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました坂本啓次君、若泉昌寿君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました坂本啓次君、若泉昌寿君が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました。

当選された坂本啓次君、若泉昌寿君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました龍ヶ崎地方衛生組合議会議員を代表して、坂本啓次議員からあいさつをお願いいたします。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員坂本啓次君登壇〕

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（坂本啓次君） ただいま龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に選ばれました坂本です。利根町の有益のために頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願

いします。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第10、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の議員の選挙についてを行います。なお、組合規約によって2名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 指名推選との発言がありましたので、選挙の方法は、指名推選で行うことにいたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、新井邦弘君、船川京子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました新井邦弘君、船川京子さんを稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました新井邦弘君、船川京子さんが稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選された新井邦弘君、船川京子さんが議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員を代表して、船川京子議員からあいさつをお願いいたします。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員船川京子君登壇〕

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（船川京子君） 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選いたしました船川京子です。新井議員ともども一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

---



議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙についてを行います。これは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則に基づき、議会議員の改選があった場合は、新たに補欠選挙を行うこととなっており、当広域連合議会議員1名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 指名推選との発言がありましたので、選挙の方法は、指名推選で行うことにいたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会に高木博文君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました高木博文君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高木博文君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会に当選されました。

当選された高木博文君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました茨城県後期高齢者医療広域連合議会の高木博文議員からあいさつをお願いいたします。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員高木博文君登壇〕

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（高木博文君） 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員に推薦いただき選出されました高木博文です。

ますます高齢化が進むこの利根町において、住民の皆さんが少しでもいい福祉、医療、この恩恵をちゃんと受けることができるように議員として頑張っていきたいと思っております。ご指導、ご鞭撻、よろしくお願ひいたします。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第12、報告第1号 平成22年度利根町水道事業会計予算の繰越についての報告を求めます。

水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、報告第1号 平成22年度利根町水道事業会計予算の繰越につきまして、補足してご説明いたします。

これは地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成23年3月31日、利根町水道事業利根町長遠山 務より、利根町水道事業会計の繰越額の使用に関する計算について報告がございましたので、別紙のとおり報告いたします。

それでは、1枚めくっていただきまして、別紙の平成22年度利根町水道事業会計予算繰越計算書の方をお開き願います。

1、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款1資本的支出、項1建設改良費で給水管布設替え工事等のうち、1,401万1,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。これは、去る3月11日に発生しました震災による水道工事によって、現在仮復旧になっている町道舗装の本復旧工事が年度内に完了できなかったために翌年度に繰り越すものでございます。

次にその下でございしますが、2、地方公営企業法第26条第2項のただし書きの規定による事故繰越額についてでございます。

款1水道事業費、項1営業費用、河内町配水管布設替工事負担金のうち、2,052万3,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。これは、現在、利根町水道事業が給水しています河内町の一部区域、生板地区でございしますが、ここの老朽管布設替え工事と同時に、河内町水道事業に切りかえを行う工事が、このたびの震災によって遅延してしまったために年度内の支払いができないので、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、一番下でございしますが、款1資本的支出、項3負担金でございまして、茨城県企業局送水管布設工事負担金2億9,170万円を翌年度へ繰り越すものでございます。これにつきましては、平成24年4月1日の茨城県南水道企業団への加入に伴いまして、県企業局の水道水を受水するため、それに必要な送水管の布設工事の負担金でございしますが、震災による工事の遅延のために年度内の支払いができなくなってしまったため翌年度へ繰り越すものでございます。

以上のとおり報告を行います。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で報告第1号の報告が終了しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第13、議案第29号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第29号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が去る3月30日をもって公布されたことから、平成23年度からの町の出産育児一時金に係る支給額を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

出産育児一時金制度につきましては、ご承知のとおり、健康保険法等に基づく保険給付としまして健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されるものでございます。

今回の改正につきましては、これまで条例附則の経過措置の規定により行っていた支給額について、条例の本則で支給額についての改正を行うものでございまして、被保険者またはその被扶養者が出産したときに実際に支払う出産育児一時金の支給額については、改正前の金額と同額となっております。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

下線アンダーラインの部分が改正となるものでございます。第7条第1項中、現行の「35万円」を、改正後としまして「39万円」に改めるものでございます。

これまでの出産育児一時金につきましては、先ほど申し上げましたように、条例上の支給額につきましては35万円となっております。しかし、実際の支給額は、緊急の少子化対策の一環としまして国に準じまして、平成21年10月から平成23年3月までの間に出産した場合の支給額につきましては、附則の経過措置としまして暫定的にこれを4万円引き上げて39万円となっております。また、ただし書きにもありますように、健康保険法施行令の規定に伴います出産の場合につきましては、さらに3万円を加算いたしまして42万円としていたところでございます。

今回の改正によりまして、平成23年4月以降におきましても引き続き39万円を支給するとするものでございまして、合わせて3万円の加算額を加え42万円とするものでございます。

次に、附則の改正でございますが、第1項は施行期日でございまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項につきましては経過措置でございまして、施行日前に出産した被保険者に係る利根町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとなります。

説明につきましては、以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第29号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第14、議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） 続きまして、議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

こちらにつきましても、同じく去る3月30日に地方税施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、平成23年度の国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行う必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

国民健康保険税の課税方法につきましては、被保険者となります世帯主及びその世帯の被保険者に対して算定した基礎課税分、通常医療給付費分とも言われてございますけれども、また、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分からなっております。

さらにその内訳としまして、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額によって算定してございます。

今回の改正につきましては、それぞれの課税限度額を基礎課税額で1万円、後期高齢者支援金等分で1万円、介護納付金分で2万円を引き上げることによりまして、合計国民健康保険税の賦課限度額を4万円引き上げるものでございます。

これによりまして、40歳から64歳までの介護保険第2号者被保険者を含まない世帯にあ

っては65万円、含む世帯につきましては77万円が限度額となるものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

下線の部分が改正となる部分でございます。

1ページをお願いいたします。

第2条第2項の改正でございますが、課税額のうち、先ほども申し上げましたように、国民健康保険税の基礎課税額、この課税限度額を現行の「50万円」から、改正後としまして「51万円」に、第3項の改正は、後期高齢者支援金の課税限度額を現行の「13万円」から「14万円」に、また、第4項の改正は、2ページにかけてになりますが、介護納付金の課税限度額を現行の「10万円」から「12万円」にそれぞれ引き上げる改正でございます。

次の第21条ですけれども、国民健康保険税の限度額についての改正でございます。これにつきましては、保険税のうち応益部分の軽減について規定したものでございまして、今度減額していた税額の算出をする際においても、先ほど申し上げました第2条に規定する保険税の限度額の取り扱いは同様とするものでございまして、第1項中の現行「50万円」を、改正後としまして「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、3ページになります。

第25条でございます。第25条は、国民健康保険税の減免についての改正でございます。第1項第3号の改正につきましては、現行の「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る」を、改正後としまして、この文言を削除する改正でございます。

これは、後期高齢者医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い改正するものでございます。

次に、附則でございます。第1項は施行期日でございます。この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては適用区分でございます。改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第15、議案第31号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてから日程第18、議案第34号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分についての4件を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第15、議案第31号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてから日程第18、議案第34号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分についてまでの4件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第31号及び議案第32号について企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第31号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成23年3月17日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしてございます。そして、同条第3項の規定によりましてご報告し、ご承認を求めるため提案するものでございます。

4ページをお開き願います。

まず、第2表繰越明許費補正でございます。

款13災害復旧費、項1災害復旧費で、3月11日に発生いたしました東日本大震災により被災しました町道などの公共土木施設、学校、公民館などの文教施設及び庁舎などの公共施設の応急復旧のための事業で、それぞれの事業が完了できないことから繰り越しをするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

款17繰入金で6,250万円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため基金から繰り入れをするものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款13災害復旧費、目1災害復旧費で6,250万円を計上するものでございます。

まず、節3職員手当等は、今回の大震災の発生に伴い、災害対策本部のもとで給水などの活動や町道等の復旧活動等に対する時間外勤務手当を見込んだものでございます。

その他につきましては、公共土木施設、文教施設及びその他公共施設の災害復旧のためのそれぞれの事業費を見込んだものでございます。

議案第31号は以上でございます。

次の議案第32号でございますが、まず、補正予算に誤りがございましたので、お配りを申しあげました正誤表のとおり訂正をお願い申し上げます。

それでは、議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成23年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして同条第3項の規定によりましてご報告し、ご承認を求めするため提案をするものでございます。

5ページをお願いいたします。

まず、第2表繰越明許費の補正でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名が予防接種事業（子宮頸がん等任意予防接種）で2,776万円の金額となっております。子宮頸がんワクチンにつきましては、ワクチンの供給が十分ではなかったこと、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチンにつきましては、厚生労働省から接種を見合わせる内容の通知がございまして、対象者に対する予防接種が終了できないことから繰り越しをするものでございます。

次に、その下の第3表地方債の補正でございます。

文小学校校舎耐震補強事業の限度額につきまして、国庫補助の額が決定しましたことから、限度額を1,430万円減額いたしまして6,550万円とするものでございます。

起債の方法、利率及び償還方法については記載のとおりでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款2地方譲与税から款9地方交付税までは、平成22年度の交付額の決定によるものでございます。

款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税で1,281万3,000円を増額するものでございます。前年度と比較いたしますと470万2,000円の減額となっております。

次に、その下の項 2 地方揮発油譲与税、目 1 地方揮発油譲与税で436万8,000円を増額するものでございます。前年度と比較しますと1,317万5,000円の増額となっております。

続きまして、款 3 利子割交付金につきましては、59万4,000円の減額でございます。前年度と比較しますと107万4,000円の減額でございます。

続きまして、款 4 配当割交付金は134万5,000円の増額をするものでございます。前年度と比較しますと61万3,000円の増額となっております。

続きまして、款 5 株式等譲渡所得割交付金で25万9,000円を増額するものでございます。前年度と比較しますと27万円の減額でございます。

次に、款 6 地方消費税交付金につきましては、2,685万2,000円を増額するものでございます。前年度と比較しますと20万2,000円の減額でございます。

次に、款 7 自動車取得税交付金でございますが、47万3,000円の減額でございます。前年度と比較しますと434万6,000円の減額となっております。

次に、款 9 地方交付税につきましては、特別交付税で5,892万1,000円を増額するものでございます。これは、特別交付税の交付の決定によるものでございます。

地方交付税全体といたしましては、平成22年度は17億1,173万5,000円で、前年度と比較しますと10.8%、1億6,727万6,000円の増となったものでございます。

続きまして、款13国庫支出金、目 3 教育費国庫補助金で1,436万1,000円を増額するものでございます。これは、安全・安心な学校づくり交付金で交付額が決定したことによるものでございます。

次に、款16寄附金、こちらはがんばる利根町応援寄附金で、お二人の方から寄附をいただきましたことから計上をしたものでございます。

次に、款17繰入金の目 2 利根町公共公益施設維持整備基金繰入金で936万7,000円の減、続きまして、目 3 利根町地域づくり特別対策事業基金繰入金で 6 万1,000円の減、次に目 6 利根町義務教育施設整備基金繰入金で14万2,000円の減額でございます。これはそれぞれの事業費の確定により、各基金に繰り戻しをするものでございます。

次に、款20町債でございます。目 3 教育債で1,430万円を減額するものでございます。こちらは、文小学校校舎耐震補強事業国庫補助金が決定したことにより減額となったものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費の減額は、学校跡地の利活用のためのまちづくり調査・計画業務の事業費が確定したことによるものでございます。

款 7 土木費、目 2 道路維持費で889万4,000円を減額するものでございます。これは節13委託料については、布川小学校通学路のための用地測量がなかったこと、及びスーパー堤



防整備事業の用地測量業務の事業費が確定したことによるものです。

また、節15工事請負費では、町道1229号線、町道2083号線及び町道2105号線の排水整備工事のそれぞれの事業費が確定したためでございます。

次のページの款9教育費、項2小学校費につきましては、国庫補助の補助等が決定したことに伴い、財源内訳の変更をしたものでございます。

次に、款9教育費、項4社会教育費で目2公民館費、目8図書館費の減額につきましては、それぞれの事業費が確定したことによるものでございます。

次に、款11諸支出金、項1基金費、目10がんばる利根町応援基金費で4万円の増額でございます。これは、寄附いただきました寄附金を管理するため基金に積み立てをするものでございます。

次に、目11利根町環境施設整備基金費で1億341万円を増額するものでございます。これは、今回の補正で余剰額が生じたため、今後の環境施設整備の財源に充てるため、利根町環境施設整備基金に積み立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第33号について、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第33号 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、補足してご説明いたします。

この補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、款3国庫支出金、目1の調整交付金で4,474万円の減額でございます。これは、平成22年度分の調整交付金が3月25日に決定いたしまして、予算額につきましては、保険給付費の基準額であります5%を計上してございましたが、74万7,000円に決定したことにより減額するものでございます。

この普通調整交付金でございますが、市町村間の保険料基準額の格差を是正するために交付されるものでございまして、具体的には後期高齢者加入割合、また所得段階別の第1号被保険者の分布状況の違いによる格差によって交付されるものでございます。

次に、款6繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金でございますが、調整交付金で歳入不足となりました4,474万円を準備基金から繰り入れをするものでございます。

次の6ページをお願いいたします。

6ページからの歳出でございますが、これはすべて款2の保険給付費でございまして、財源内訳の国庫支出金から一般財源へ組み替えをするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第34号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第34号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月30日付で専決処分をしておりますので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2枚ほどめくっていただきまして、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部でございますが、款1水道事業費、項1営業費用、目2配水及び給水費で1,100万円を増額補正するものでございます。これは、このたびの大震災により被害を受けました上水道の配水管及び給水管の漏水修理工事費800万円と、その材料代300万円でございます。

その下の目3総係費で54万2,000円を同じく増額補正するものでございます。これにつきましては、災害復旧にかかる時間外勤務手当40万円と、震災による被災者救済のため、3月使用分水道料金を基本料金のみ請求するための料金システム変更業務委託料14万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

まず、議案第31号に対する質疑を行います。

井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） 議案第31号の専決処分は、今回の災害についての予算計上かと思われれます。中でもこのインフラ整備が主になっておりますけれども、この予算の数字となったもとの資料といえますか、これは都市計画課あたりからの詳細に基づいたものなのですか。この算出の基礎というか、数字はどこから発生したものでしょうか、ちょっとお伺いしたい。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

この補正予算書の作成の基礎でございますけれども、公共土木施設関係につきましては主に都市建設課、それから、文教施設については教育委員会、学校教育課、生涯学習課になります。それから、その他公共施設につきましては、私どもの方の財産管理等の方から資料を提出していただいて、取りまとめをしたものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） そうしますと、この二つの課といえますか、教育委員会あるいは都市建設課からの調査による補正額だということでございますけれども、それで町の方で

先ほど町長の方から冒頭にお話がありました災害対策本部の中では、こういった問題は議論の対象外ということなのではないでしょうか。

災害対策本部の中でいろいろ練って、この予算計上という筋道ではなかったのですね。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、所掌事務の関係課長に答弁を求めます。

まず、総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それではお答え申し上げます。

災害対策本部では事業費の算出の協議はしてございません。担当課でお願いしたところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 続きまして、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 公共施設の5,700万円、先ほど議会の冒頭に町長のお言葉にもありましたように、100カ所と今現在なっていましたけれども、当初は大体のところですけども、30カ所から40カ所ぐらいありました。それで、発生当時、次の日から建設協会によりまして、ボランティアで応急復旧していただきまして、2日間でおよそ、どうにか通れるとか、危険性がなくなるとか、舗装をはがしたりとか、そういったものが2日間終わった後に、およその面積と延長とをはじきまして、とりあえず着手できるのはこんなものかという概算で出したものでございます。

今後まだまだ、これからの本復旧とかを含めまして、これからまだ億単位で上がってくるのかなと。今現在国の方の要望をしまして、国の方に一番ひどいのがニュータウンの町の中と北側の道路、あれがどうにか激甚災害の方の国の対象になるということなので、その額が決定されるのが今月半ばから下旬と聞いております。

その後、詳細設計をしまして単独の方もこれから設計しながら、皆様の議会の方に諮って補正予算等をとっていくことになるかと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 続きまして、学校教育課長鬼沢俊一君。

〔学校教育課長鬼沢俊一君登壇〕

学校教育課長（鬼沢俊一君） 同じく、利根町の町立小中学校につきましても被災をしております。その被災状況につきましては、校舎等施設の壁の亀裂、落下等、それから、照明器具の破損、給水管の破損、通路及び駐車場の地割れ、それと校庭の陥没、渡り廊下と校舎等の接続部のエキスパンションジョイント等が損傷しております。

これらの損傷箇所につきましては、小さなものはこの100万円で応急措置を行いますということでございます。大規模なものにつきましては、国の災害復旧の予算の該当になるかどうか、現在、県を通じて国に申請をしている状況でございます。

今後、大規模な損傷箇所につきましては、復旧費等を積算して、工事費等が確定次第、再度補正予算を組みたいということで考えております。

議長（五十嵐辰雄君） あと、質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第32号に対する質疑を行います。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 第32号の一般会計補正予算の中の11ページ、先ほどの説明によると、まちづくり調査・計画業務委託費の6万1,000円という金額が出たので、その分6万1,000円を減額して年度予算が決まったと、この補正後の予算が2,753万9,000円となっていますが、この主な支出先がわかったら教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、答弁を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

ご質問の予算につきましては、企画費ということでございます。主な支出の大きいものでございますが、広域行政圏計画の推進ということで、稲敷地方広域市町村圏事務組合の分担金が810万円ほどでございます。それと、デマンド型乗合タクシー運行事業で1,100万円、そのほかこの減額の対象になりましたまちづくり調査・計画業務委託で予算が450万円計上してありましたので、6万1,000円残った、その差額が支出の対象ということで、主にそのような部分で支出をしてございます。

議長（五十嵐辰雄君） ほかに質疑ありませんか。

7番高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

7番（高橋一男君） 11ページの、先ほどちょっと聞き漏れたのですけれども、もう一

度説明していただきたいのですが、道路維持工事事業の13番委託料が350万円減額になっておりますけれども、この減額の理由がちょっと聞き漏れたので、もう一度説明していただけますか。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 道路維持工事事業の13番委託料350万円、これは企画財政課長が説明した未執行というか、やらなかったために減額ということでございます。

7番（高橋一男君） やめたのですか。

都市建設課長（飯塚正夫君） 実施しなかったということで減額でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 実施しなかったための減額、これはわかっているんです。その内容、どこを実施しなかったのか、それが聞き漏れたので、どの場所を実施しなかったのか、その辺を聞きたいのですが。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 谷原地区から布川小学校に行く細い道のところですね。あその用地買収とか道路確定とか行う予定でしたが、入れなかったという、あの場所でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） この場所は、私も内容は大体知っているのですが、測量委託業務として計上してありますけれども、なかなか地主さんの了解を得られないということは聞いております。

ただ、これは減額にはなりましたけれども、今後どういった方向で継続してやっていく考えなのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 高橋議員ご存じのように、高橋議員と話した後にもまた何人か入っていただいて地主さんとお話はしたのですが、何と言うのですか、実質的に測量も入れない、確定もできないということで延び延びになっていまして、今後どうしたらいいか。ただ、一部に道路を中途半端に広げるのは反対だという方もいらっしゃいまして、そこら辺どうしたらいいのかなという考えはございますが、とにかく実施できない、測量も何もできないという状況なので、今後どうしたらいいのか、決論的にはもう少し様子を見なければならないのかなとは思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） 総務管理費の企画費のところ、守谷議員の質問に関連するのですが、まちづくり関係で6万1,000円の減額はありましたけれども、残りの400万円の中身と執行予定をお聞きしたいのです。いつ執行する予定なのか。

議長（五十嵐辰雄君） まちづくり推進課長高野光司君。

〔まちづくり推進課長高野光司君登壇〕

まちづくり推進課長（高野光司君） それではお答え申し上げます。

当初予算で450万円ということで委託をかけてございます。この補正につきましては、基金から取り入れて余った分を繰り戻したという内容の補正です。

今、白旗議員が言われた内容につきましては、450万円が実際予算計上になっておりますけれども、実際にまちづくり調査の設計業務という形で既に予算が執行してございます。4本ほど450万円の内訳がございまして。

一つは、先ほど言いましたまちづくり調査・計画業務委託ということで298万2,000円を計上して支出してございます。また、大学の誘致等がありましたので、その中で貸し付け、並びに払い下げの関係上、利根中の敷地の分の分筆作業をしてございます。これが49万3,500円。また、旧布川小学校の、やはり同じ貸し付けするため分筆を委託したということで48万3,000円。また、タイケン学園に引き渡すための業務の清掃作業員派遣ということで、人材派遣の方に委託した財源が48万円ということで、450万円の中の内訳でございまして。その残りの6万1,000円を、当初基金の方で充当してございましたので、その余った分を繰り戻したという補正予算の内容でございまして。

内訳は以上でございまして。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第33号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第34号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後3時08分休憩

---

午後3時45分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（五十嵐辰雄君） ここで災害対策の件について、井原正光君から緊急質問の申し出がありました。

井原正光君の災害対策の件を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

井原正光君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、井原正光君の災害対策の件についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことは可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第19、議案第35号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について及び日程第20、議案第36号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についての2件を一括議題といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第19、議案第35号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について及び日程第20、議案第36号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についての2件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第35号について企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第35号の補正予算につきましては、誤りがございますので、お配り申し上げました正誤表のとおり、ご訂正のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第35号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成23年4月15日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定によりご報告し、ご承認を求めするため提案をするものでございます。

5ページをお開き願います。

まず歳入でございます。



款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で600万円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため繰り入れをするものでございます。次に、その下でございます。歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で600万円を増額するものでございます。これは利根町災害見舞金等支給条例の規定に基づきまして、3月11日に発生いたしました東日本大震災におきまして住宅に被害を受けられました被災者に対しまして、災害見舞金を支給するため事業費を見込んだものでございます。

なお、第1回目の見舞金の支給は4月28日に実施してございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第36号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 議案第36号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について、補足説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

4ページをお開きください。

4ページの歳出でございますが、14万2,000円を補正しております。これは説明書きに書いてありますとおり、震災に伴う減免対応業務委託ということでございまして、内容は料金システムの会社に減免採用の業務の委託をしたものであります。

先ほど水道事業の方でも説明がありましたように、震災に遭った3月分の徴収に関しまして、下水道といたしまして各個人の給水管の破損等による宅内漏水が発生しておりまして、通常であれば各個人からの減免申請を受けまして減免するところでございますけれども、被害者の皆様の負担を軽減するために、2月と3月分の使用料を比較しまして、少ない月分の使用料を請求するためにシステムの内容を操作しまして、その作業を委託するものでございます。

ちなみに、対象件数は5,283件分で14万2,000円となっております。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

まず、議案第35号に対する質疑を行います。

8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

災害発生時の対処というのは、迅速な対応、それが一番求められるわけでございますが、これまで一般会計の補正予算等、22年度から23年度に至って3件ほど見てまいりました。22年度の一般会計予算3月17日の提出、あるいはまた同年度の第12号が3月31日と、それで今回のこの23年度の補正が4月15日に提出されたというお話でございます。

先ほどの説明の中で、住宅の被害者に対して見舞金を行うんだと、第1回目はそういう

ふうに行ったんだということでございます。

いろいろ考えてみますと、この被害の内容ですね、これがどうも把握があやふやなような気がしてならないのです。税務課で行ったとか、教育委員会で行ったとか、そういうことですね。それで、インフラ整備については都市建設課で行ったと、罹災証明書については写真を数枚持ってくればいいと、こういうことなのですね。

やはり発生現場主義で、現場に行き初めてその家がどういう災害に遭っているか、被害に遭っているかということ把握した上で、初めて見舞金なり何なりは支給すべきだと思っております。

この金額600万円という数字は非常に少ないですね。これは、かわらぐれたり何か、落とした家、例えば1軒について1万円ぐらいの割合なのですか。先ほど一番冒頭の町長の説明の中ですと、全壊からずっと3段階ぐらい説明がありましたけれども、千七、八百戸あったんじゃないですか。そういう基準もあいまいなんですね。

この被害の把握、このような大きな災害の場合は役場職員全員で、何々課でなくて、全員で被害調査なり何なりして住民を救済すべきだと思ってやってくれたんだなと私は思っております。確かに役場の職員の皆さん方は本当に昼夜にわたって努力されたことは認めますけれども、実際に現場に行かないでこういうふうな見舞金を出すということについて、これ一体どうなのかなと、大変私は疑問に思っているところでございます。

この見舞金の計上、非常に遅いのですね。3月11日に発生して、それから、22年度の補正を2回やって、新年度の予算にきて初めて4月15日でこの計上がされている。この予算見舞金の計上に至った経緯ですね、それについてお聞きしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、利根町災害見舞金につきましてでございますが、災害見舞金等支給条例がございまして、その中で第5条におきまして見舞金等の金額がございまして、第1号につきましては死亡等でございます15万円、また第2号で負傷した場合において5万円、入院加療を要するもの全治3カ月以上です。それで第3号に住宅の全焼または全壊したもの10万円、第4号で住宅の半焼または半壊したもの5万円、第5号で住宅の床上浸水したもの2万円ということで、この条例等にうたわれてございます。

この条例に基づきまして、今回補正をしたわけでございますが、その経緯でございますが、4月13日現在で町で把握しておりました件数が全壊20件、それから、半壊、大規模半壊を合わせまして50件ということでございました。

その後、ふえるということ想定いたしまして、今回の補正で計上した件数につきましては、全壊25件、また大規模半壊と半壊を合わせまして70件の計上でトータル600万円ということでございます。

それで、先ほど言いましたように、4月28日に15日まで申請のありました34件につきまして支払いをしてございます。

それと、第2回目につきましては、4月28日分の申請につきまして28件でございますが、今週の13日に振り込む予定でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長に申し上げますけれども、質問の趣旨は調査の関係と申うのですけれども、どういう調査をしたか。

福祉課長（師岡昌巳君） 調査につきましては、今回の防災マニュアルにありますとおり、調査の方は調査対策部におきまして調査しまして、総務広報対策部で罹災証明書を発行しておりますので、それに基づきまして見舞金を支給しているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） そうしますと罹災証明は発行するんだが、実際にその現場には行っていないということですよ。あくまでも被害者からの申請に基づいて罹災証明を発行して、その内容に基づいて支給をしていると、第1回目は支給をしたと。

だから先ほども言うように、これは家屋ばかりではないんだけれども、災害対策本部が設けられているいろいろな災害に対するマニュアルがあって、あのマニュアルが果たして生きたかどうかは別ですよ、今回の大変大きな地震ですから、そのために一部の瑕疵過誤があったのかもわかりませんが、その辺の災害対策のマニュアルの見直しも含めた中で、今後対応していかなければならないと思うのですけれども、やはり私はこの現場へ行ってやらないと、見ないと決定できないと思うのです。

これは一体だれが決定するのですか。災害対策本部会議の中で決定していくのですか。それとも、担当者、あなた課長一人でそれを決定するのですか、これは全壊とか半壊とか。

実際の災害対策本部の存在は何なのですか。その中でいろいろ議論するという事ではないのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

福祉課長（飯田 修君） 私の方から、家屋被害の把握の仕方ですけれども、すべて詳細にまだ整理がついておりませんが、家屋調査は、この防災マニュアルに沿って調査対策部ということで税務課担当となっております。税務課職員全員で、3月17日までに全地区、目視という形で現場を確認しております。ですから、家屋の中に立ち上がったということは、それまでございませんけれども、その中で3月17日現在ですけれども、文地区が89件、布川地区が242件、文間地区が82件、東文間地区が105件、合わせまして518件の外的被害を受けていると、家屋の目視による被害を受けた家屋がその時点では518件という形で現地を確認して調査をいたしました。

その度合いも詳細について職員がメモをしてきております。それに沿って総務課の方でも、その台帳を税務課職員が整理しまして、総務課へ吸い上げまして、総務課でそれと突

き合わせをして罹災証明を発行している。

罹災証明発行で本人が納得いかない場合は、一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊とありますけれども、うちは一部破損ではなく半壊に当たるんじゃないか、家の中もひどいんだよということであれば、税務課にご案内をして、改めて家屋内に税務課職員が調査に入って改めて罹災証明を発行するという手続を、今現在もそのようにしております。

ですから、職員が現場を確認していないということではございませんで、目視という形で全地区を確認してございます。

議長（五十嵐辰雄君） そのほか質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第36号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり承認する

ことに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 追加日程第1、災害対策の件を議題といたします。

井原正光君の発言を許します。

利根町議会議員井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） ただいまは私の緊急質問に対して、ご理解ある承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

冒頭に町長の発言がございまして、今回の大きな地震に対する被害の規模、負傷者も含めて、利根町におけるいろいろな被害状況が報告されました。その中にいろいろな問題があるような感じがいたしましたので、特に今回は通告してございませんので、この冒頭の町長の発言をもとに今回の災害についてお聞きしてまいりたいと考えております。

町長は、今回の被災者に対して大変深刻な問題だと、このような発言がございました。そしてまた、心からお見舞い、あるいはまたお悔やみを申し上げますと、このようにございました。

しかしながら、今までの予算の計上方を見ても、今の23年度の補正予算を見ましても、見舞金たったの600万円、少ないか多いかは、私、現場へ行って調査はいたしませんのでわかりませんが、たしか家屋の全壊が20件とか、あるいは半壊が24件とか、一部損傷が662件とか、大変大きな数字が私聞き及んでおります。

ですから、先ほど担当課長が申しあげました全壊ですと大分大きな金額が出るようなのですが、現地に行って実際に調査しないとわからない。3月11日に起きて、きょうは5月10日です。既に2カ月もたっている。しかも報告ではインフラ整備は都市建設、そしてまた家屋の被害については税務課、そして一方では14時46分の発生に対して、14時55分には災害本部を設置したと、大変すばらしい早く対応だなと私は思っております。しかしながら、今回いろいろご説明をされた中で、災害対策本部からの報告というのは、まだ一度も聞いたことがない。なぜなのだろうか。何のために災害対策本部を設置したのか、全然その意味が私はわからない。

災害対策本部を設置して、マニュアルどおりに動く、あるいは地震に対するマニュアルが欠如していれば、それを補うために災害対策本部の中でいろいろ議論し合って、この災害に対応するというのが本筋であるのではないのでしょうか。

予算ですから、いろいろな担当課が説明なされたのかなとも理解いたしますけれども、今回のこの災害に対して災害対策本部が何か、設置はされましたが、その活動が余りなされていないような感じが、私はしておるところでございます。

それで、町のいろいろな住民に対する支援、町の支援制度をいろいろチラシで個別に配布したと、このようにおっしゃっております。この支援制度、果たして該当者が何人あつ

たのかなと、今の見舞金制度は確かにあったように思いますけれども、この支援制度、町の支援制度は見舞金制度をおっしゃっての制度を言っているのであれば、私がちょっと勘違いしているかもわかりませんが、町の支援制度という町長のお話ですと、町独自の支援制度であると私は理解しています。

そうしますと、これは国に準じての支援制度ですから、恐らく該当者はいないのかなとも思っています。この該当者が何人いたのか、この辺もお聞きしたいと思います。

それから、この支援の相談を実施しているというお話でございました。支援相談の内容を聞く前に、住民の方がどういう相談をしてくるのか、その内容によってもいろいろ支援と申しますか、相談の内容は変わってくると思うのですが、支援の方法も変わってくると思うのですが、恐らくこれは家を直すのに、あるいは塀を直すにどうしたらいいだろうかと、そういう金銭的な支援が主ではないかと理解をしております。

そうしますと、これは蓄えのある人ばかりではありませんから、どうしても金融機関に頼らざるを得ない。そうしますと高齢化の家庭の中ではどうしても金融機関に相手にされないということになりますから、当然これは役所が、役場がその保証人なり何なりになって、それを支援する方法しかないのかなと考えますが、その辺はいかがなものでしょうか。

実際に支援相談をして、その次には何をやるのか、どういうことが起こり得るのか、それをまずお聞きしたいと思います。

激甚災害に指定されたと、国からの財政支援があるよと、確かにこれ5月2日に私も、幾らか金額はわかりませんが、テレビ等あるいは新聞等で見ました。しかし、これをお話されましたけれども、果たして国の支援が住民にどのように配分されるのか、それが一番わからない。ただ、4兆円が第一次補正で通ったよ、それだけであって、では実際に住民が受ける利益というのはどうなのか、それが一向に見えてこないのは非常に残念だと私は思っていますので、もしわかれば、その辺のお答えをしていただきたいと思います。

それから、先ほどの補正予算と重複しますが、罹災申請ですね、写真のみで証明書を発行する、手早い方法で住民に対しては非常に受けやすいのかなと、また、役場の方も手間が省けていいのかなと思うのですが、それでは実際にどのくらいの災害が被ったのか、個々によって全部違うわけですから、これは現場に行って、あるいは専門家なり何なりを頼んで、委託してでも調査すべきであろうと思うのですが、いかがなものでございましょうか。

それから、災害時における建設業協会等の応援協定ですね、これはいつ建設業協会に要請したのか、また話し合われたのか、その辺の日時もあわせてお聞きしたいと思います。

それから、これは日曜日でなかったもので、学校等においては非常に子供たちがおびえたと思うのです。また、学校の先生方も、こちらの事務をとっている教育長を初め、非常に憂慮されたことだと思いますが、教育委員会として緊急的な委員会は開催されたのか、されないのか、その辺だけ、内容は結構でございますので、緊急的に会議が開催されたか、

されないのかをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、農業委員会についても果たしてそういう対応がなされたのかどうか。それもお聞きしたいと思います。

以上、ちょっとまとめませんが、先ほど町長の発言に対する緊急質問という形をとらせていただきます。

実はここで申し上げるのも何でございますが、3月11日ですから、町長は3月中に臨時会でも開いて議会議員を招集して、それでもって補正予算でも何でも対応すれば、非常にこれは住民からよくやっている行政だなと、町長だなと私は思われたと思うのですけれども、その辺の余裕が、時間がなかったのかどうなのか、非常に残念だなとっておるところでございます。

以上で質問を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、井原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、3月11日14時46分45秒地震が起きまして、約2分強の揺れがありました。14時55分、災害本部を立ち上げまして、15時5分に第1回災害対策会議を開きました。

それで、その日は夜中の12時過ぎまで対策本部、第何回になったかちょっとその日の何回目かわかりませんが、その日の最終、夜中の12時過ぎに終わった会議なのですけれども、そのとき、たしか高木副議長に来ていただきまして、その会議に、メンバーではないのですけれども加わっていただいた、その状況などは当時の高木副議長が十二分に承知をしていると思います。

それで、最初の15時5分からの会議では、まず、水の確保、これを最優先してくれと、それと住民の安全確認、特に子供、それと障害者、また高齢者の、一般住民すべてですけれども、その指示をいたしまして、携帯も普通電話も電話が全然通じませんので、各学校へ3小1中へ職員を行かせまして、学校の生徒はけが人はないという報告を受けました。ただ、文間小学校だけが16時になってやっと、何か休んでいる子供がいたのか何かわかりませんが、16時、文間小学校の方も全員無事であるということで、それで、18時、利根消防署の方からけが人の報告がありまして、先ほど申し上げましたとおり、2名のけが人が出たということで、そのほかのけが人はないということで安堵したところでございます。

その後、22日朝まで24時間体制で、余震等もありますので警戒に当たったと。それで、その後、福島原発等々の爆発事故等ありましたので、水道の水を、守谷市に協力をしていただいて、守谷市と一緒に水戸の方まで毎日検査に行きまして、29日に25マイクロシーベルト・パーリットル、30日には未検出、一番上がった時点で59マイクロシーベルト、これは20何日か忘れましたが、二十二、三日だと思います。それで、3月30日にはセシウム、放射性ヨウ素、検出ゼロということで、今に至っております。

それと、今でも対策本部は立ち上げてございます。これは余震がいつ来るかわかりませんので、気象庁の方の発表では、マグニチュード8クラスの余震があっても今回の地震はおかしくないということでございますので、それに備えて、今まだ仮復旧中でございますので、本復旧は、先ほども申し上げましたとおり、約1年くらいはかかるだろうと見ております。この余震次第、また仮復旧、本復旧の状況を見ながら対策本部を警戒本部にするなり、ただ、マニュアルについては、うちの方は対策本部の次に警戒本部とか、そういう文言がございませんので、災害対策本部をどのような形で、余震が少なくなったら変更していくかということも、これから検討していかなければならない。ただ、今の時点では災害対策本部はまだ立ち上げたままでございますし、何か大きな余震等がありましたら、すぐに対策本部を開きまして対策に当たっていきたいと思っております。

それと、大気中の放射性ヨウ素、これも利根町の場合は体調に、健康に影響がないということで、今も報告を受けているところでございますし、また、農地に関しましても、今回田植えがございましたので、田植えの表土については5,000ということでございますので、利根町では検査はしませんが、龍ヶ崎市の表土の放射性ヨウ素等が496ということでございますので、田植えにするに当たっての10分の1以下の放射性ヨウ素しか含まれていないということで、何ら利根町についても田植えをしても問題ない、また24時間外にいても体調に影響がないという、健康に影響がないという状況でございます。

いろいろ水道等々の問題がありますが、細部については、ちょっと長くなるかもしれませんが、各課長の方から報告をさせたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 続きまして、総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） 一番初め、最初の質問の中で、本部から議会に何の報告もなかったようだというご質問があったかと思えますけれども、確かに町の方の本部から議会に説明の要請はしませんでした。そのかわり、3月22日に議会の方から状況の説明を求めるといふことの要請がございまして、私が出席いたしまして、3月22日現在の把握できているすべての状況について説明をさせていただいたところでございます。

その後ですけれども、4月に入りまして4月中旬に再度、議会の議長の方から要請がございまして、このときは担当課長8人ほど出ていただきまして、その後の経過等と現状について各議員に詳細説明をさせていただいたところでございます。

私の方からは以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、私どもの方は医療対策部ということで、基本的には医療関係の対策を担当したわけですけれども、その後の支援、いわゆる被災者等の支援センターの開設ということで、先ほど冒頭町長からもありました



ように、議会棟の一部を使いまして、4月の4日から28日までの間、支援窓口を開設したところでございます。

それ以前に皆さんのご家庭にも配布されていると思いますけれども、支援制度の内容を盛り込みましたパンフレットを各戸配布いたしまして、支援の内容を盛り込んだパンフレットをもとに相談を承ったところでございます。

相談内容の担当としましては、私ども医療対策部の管理職職員と各課の課長、そして罹災証明担当となります総務課あるいは災害見舞金等を担当する福祉課等々で行ったものでございまして、期間中の窓口の来庁者が、延べ人数で449名でございます。

その中身でございますけれども、罹災証明の交付が343件、被災者生活再建支援金の申請が37件、災害見舞金の申請が64件、それと井原議員ご承知のとおり、各税金等の減免がございまして、その減免の内容でございますけれども、固定資産税が55件、国民健康保険税が27件、後期高齢者医療保険料が2件、介護保険料が41件、国民年金保険料の免除申請が2件という状況でございます。

それで先ほどの、いわゆる相談支援の中身でどういうものが多かったのかという内容ですけれども、基本的には損保会社等の保険請求に対しての罹災証明の発行が、まずは何といても多かった状況でございます。

ただ、その内容を見ますと、隣のだれちゃんが行くから私も行くという、真に罹災証明が必要とされない方も来ていたように感じられました。

また、損害の程度ですけれども、国の指針に基づいた内容で罹災証明は出しているわけですけれども、軽微なといいますか、本当に罹災証明をとる方のニーズもいろいろでして、そのような内容が一番の感じたところでございます。

それと、基本的にはその窓口を開設してまして、基本的にはいわゆる半壊以上の罹災者に対しての支援のボリュームが一番あるわけですけれども、先ほど言いましたように、被災者生活支援金の内容、あるいは災害見舞金の内容、それと減免、これをセットで行いまして、今後とも、2カ月たちますけれども、それぞれ現下でやっているわけですけれども、まだまだふえる可能性はあろうかと思えます。

それと、若干ではございますけれども、貸し付け制度、融資制度に興味を持たれている罹災者の方が大分多いように思われました。ただ、当然資金力といいますか、罹災された方の考え方もありますし、いろいろ見てみますと、町で必ずしも紹介した内容だけではなくて、市中銀行等個人で接触のある金融機関等への働きかけもしていただいた方がいいということで、相談は受けていたところでございます。

もろもろありますけれども、内容的には今申した内容が一番の内容だったと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 続きまして、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、私の方から見舞金あるいは国の支援等につきまし

てご説明したいと思います。

先ほど町の見舞金制度をご説明いたしましたが、県の方の見舞金制度もございまして、県の方では半壊につきまして3万円の見舞金が出るということでございます。また、全壊につきましては5万円ということでございますが、これは被災者生活再建支援金の制度に該当する方は、その5万円については支給されないということでございます。

それで被災者生活再建支援でございますが、これは皆様のところにも各戸配布したと思っておりますが、住宅が全壊した場合100万円の基礎支援金がございまして。また、解体した場合、同じく100万円の支援がございまして。また、長期避難、これは今回利根町には該当しないと思うのですが、福島原発等による避難命令が出た場合等は100万円、また、大規模半壊につきましては50万円の基礎支援金がございまして。

また、加算支援がございまして、自宅を建設あるいは購入する場合200万円、また補修の場合には100万円の上乗せ分がございまして。

この申請でございますが、災害発生から、まず基礎支援金につきましては13カ月、それから、加算支援金につきましては37カ月以内ということでお知らせしているところでございます。

4月28日まで、先ほど総合窓口の方から件数が言われたと思っておりますが、全壊が16件の生活再建支援金の申請がございました。それから、大規模半壊につきましては21件でございます。

次に、県からの災害義援金につきましてご説明いたします。

この災害義援金につきましては、全壊、全焼につきまして50万円、これは日赤共同募金の国分、これが35万円と県分の15万円を合わせまして50万円の義援金が現在、利根町におきまして15世帯分配分されております。

また、半壊、半焼につきましては25万円、この内訳でございますが、国から日赤共同募金会等の国からが18万円で、あと県分が7万円でございます。この25万円につきましては36世帯分で900万円、全壊が750万円、合わせて1,650万円が町の方に現在配分されておまして、なるべく早い時期にこの義援金を全壊あるいは半壊以上の世帯に配分したいと考えております。

あと、住宅の再建ということで貸付制度でございますが、社会福祉協議会におきまして生活福祉資金の貸付制度がございまして。これは所得制限がございまして、あと高齢者世帯あるいは障害者世帯、そういった世帯に対して優先的に貸し付けをするという制度がございまして、そちらの方も紹介しているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 続きまして、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） それではお答えいたします。

先ほどの質問の中で、建設協会に依頼した日時、いつごろ依頼したかというご質問があ

りました。それにつきまして、私のメモによりますと、14時46分に発生しましてすぐ本部が設置されまして、それと同時に私どもで土木救援部門の土木対策部ということで、インフラの中の道路、下水、公園と持っています。給水対策の方を水道課の方で、この二つが一つの部門になっていまして、私どもでは、その三つに対して現場調査をしております。

2人1組で4班で町内主要な道路、公園、下水等を確認して回っております。

その中で非常に危険性があるとか、クラックが入って危ないとか、そういったところが、その時点で21カ所発見されまして、そこには注意を喚起するためにセーフティーコーン、三角のこういったオレンジの反射板がついているものを設置しております。それが数はかなりの数、数百個、役場にあるだけで足りなくて生涯学習センターにありますセーフティーコーンまで全部かき出して足りた、その足りない分はまた建設協会に借りてやっているということで、その確認が終わったのが大体夜中の9時くらいだと思ったですね。

それを同時に、危ないところには全部現場調査班と、それに対する班をつくりまして、通行どめのバリケードを張ったり、点滅するものを張ったりしてしております。

その間に建設協会の会長がいらっやっただきまして、実質私どもから建設協会の方に依頼した時間は25時以降、これですと大体1時過ぎですね、夜中の1時に会長に連絡しまして、朝からお願いしたいということで、朝8時には建設協会から1日目が21人、重機またはダンプ、そういったものを持ってきていただきまして、それを3班に分けて町内の危険なところから舗装を剥がしたり、クラックが入って割れているところには採石を入れたり、できれば部分的な、加熱合材でなくて私どもで保管しています常温号材があるのですが、それで穴埋めできるところは穴埋めするというので、12日、これ土曜日ですね、11日が金曜日で、12日の朝8時から暗くなるまでやっていただいております。

また次の日も、13日日曜日でございますけれども、やはり朝早くから暗くなるまで緊急で、これボランティアなのですが、対応していただいているということでございます。

質問の先ほどのものは、夜中の発生ですが、12日の夜中1時過ぎに会長の方に連絡してお願いしたということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） それでは、私の方から東日本大震災時の子供たちの動きについてちょっと話しておきたいと思っております。

3月11日の2時46分でした。大きな地震とともに、子供たちが大変びっくりしたことだなと思っております。今までかつてない経験だったと思っておりますので、まずはいち早く子供たちの安全を守るために、2時46分、各学校ではそれぞれ緊急放送を実施しています。2時46分自体はまだ電気が通じたのですね。ほとんど子供たちを机の下に入れるということで、上からの落下物を防ぐという方法をとりました。

ちょうど子供たちが、低学年が帰りの会、高学年は授業中ということだったので、そう

いうことで机の中に隠れたということです。

間もなく、2時55分に停電になりました。電気が落ちまして、そうすると緊急の放送が使えなくなるということで、これも一つの反省点なのですが、ハンドマイクを持って、揺れがおさまったら、そのまま、上履きのまま全員を表に出すということで、全員を校庭の中心に集めまして、中には緊張の余り吐き出してしまうような子供たちもいまして、今後、心のケア、そういったものを考えていかなければならないなと思います。いずれにしても、ほぼ全員、小中学校4校とも子供たちを校庭に出すことができました。

その後、親の迎えを待つということで、親に連絡をとろうとしたのですが、何しろ携帯が使えない、電話が使えない。そういうことで結構最後の子供たちが帰るのは夜の6時ぐらいになったかなということで、それでも東京の方から戻ってくる親もいましたので、その子供に関しては教師等が付き添っていました。最後には文小学校あたりでは、最後までその親が帰ってこないということがありましたので、職員が2人の子供に付き添って親に引き渡したというところもございます。

あれだけの大きな地震災害が起きながら、けが人がいなかったということ、これが本当に大変よかったかなと思っています。当然、役場の職員がその後、早く復旧ということで各学校に来まして、破損箇所等の調査等も行っています。

それで、12、13日は土曜日、日曜日だったので学校はお休みだったのですが、14日は臨時の休業ということにしまして、14日にも改めて施設等を見たのですが、給食の施設も給排水の破損箇所もあったものですから、この日は一応臨時休業と。

あとは15、16、17と午前中授業にしまして、給食に関してもいろいろ放射能等の心配もありましたものですから、そういうことも含めて午前中授業ということ。

18日、小学校の卒業式がありました。無事、利根町では卒業式を行いました。日程どおりできてよかったなと思います。ただし文小学校の体育館の屋上のネットが、それをふさぐジョイントのところがみんなぱらぱらと落ちて、ネットが落ちる可能性があったので、これはちょっと使わせられないなと、現在、少し額はかかると思うので、また議員の皆様方をお願いして補正を組ませていただきたいと思うのですが、そういうのを含めて危険な箇所を避けながら、文小学校では公民館の方を早く復旧させまして、そちらで無事卒業式をやったということでございます。

先ほど教育委員会はどうかという話だったのですが、実は15日の火曜日に教育委員会の定例会を予定しておったのです。この日は教職員の内示の日でもありました。しかし、教職員の内示も、県の方ではこれはできないということで、そういう面もあったものですから、3月25日に教育委員会の開催ということになります。

ただ、教育委員は18日の卒業式とか、何回かお会いしていますので、それなりの事情とか話し合いは持っています。そのようなことで現在は進めています。

いろいろ地震の災害については、校長会の方ともいろいろ反省点、例えばテレビも見ら

れなくなってしまう、情報が入らないのだそうです。一番欲しかったのはラジオなんだそうですね。そういったものとか、今後検討していかなければならないということも新たに出てまいりまして、今後そういった地震災害に対して、いろいろなものを考えていかなければならないのかなと思っておる次第です。

議長（五十嵐辰雄君） 本日の会議時間は、議事日程が終了しないため延長いたします。続きまして、税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

税務課長（坂本隆雄君） 税務課の方では、調査・対策としまして、被災した家屋の調査を行っております。

調査の方法でございますが、内閣府から出ております調査の指針がございますので、それに基づいて調査しております。特に利根町でも液状化しました地区がございましたので、被害が大きなところがございました。

それで、現地に赴きまして1棟、1棟調査しております。外部からの調査と、内部に入りましても調査しております。

その調査の方法でございますが、家屋を部位ごとに判定して調査しております。屋根、外壁、基礎等に分けまして、その被害状況を算定いたしまして、そのポイントが20ポイントから40ポイントで半壊、40ポイントから50ポイントで大規模半壊、50ポイント以上が全壊という形で判定しております。

これによりまして半壊以上につきまして、固定資産税と都市計画税の方の減免を行っております。

議長（五十嵐辰雄君） 水道課長福田 茂君。

水道課長の答弁はないようです。

続きまして、経済課長菅田哲夫君、これは農業委員会関係の質問と思います。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、農業委員会ということでございますので、お答え申し上げます。

農業委員会は今回の震災に伴って緊急の会議等やったのかということでございますが、今回の震災に伴っての農業委員会の緊急の会議というのは、行ってございません。

また、ちなみに申し上げますと、3月に行いました常任委員会、それから、総会等行っております。こちらで震災対策についてのお話は出なかったということで、そのような状況でございます。

なお、会長の方から、震災がありましたので、ごあいさつの中でその震災についての状況というお話は、会長の方からはあったというのは事実でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 短く終る予定だったのですがけれども、細かく各それぞれ担当者の

皆さんからご説明をいただきましてありがとうございました。

話を聞いていますと、それぞれの部署でそれぞれの職員の皆さん方が、本当に昼夜にわたって忙しく住民のために働いていただいたということがよくわかりました。

そこで、6月にもまた定例会のときに聞こうと思うのですが、執行部の方でもぜひとも検討していただきたいというのがあります。県、国の方の支援制度ですね、生活再建支援も含めたところでの支援制度ですけれども、町の方の場合ですと見舞金しかない、それから、社協の方の貸し付け制度、30万円ぐらいでしたか、もっと上でしたか、何かそれぐらいしかないということで、町としての制度がないというのはちょっと残念だなと思いますので、これはまた6月の定例会のときに、私ども議員も含めて、私ども議員として何ができるかということで対応してみたいと、考えてみたいと思っております。

それから、教育委員会の方、大変子供たちを丁寧に扱っていただいているその姿というのはよくわかりました。しかしながら、学校における児童生徒の安全対策というのは、教育委員会が基本になって話すべきだろうと思えますし、県や国の方からそういった学校の安全に対する指針などは流れてきていないのですか。町独自でつくるしかないのですか。もしそうであれば、ぜひ町独自でつくっていただいて、子供たちをより安全に守っていただきたいなと思っております。

あとは税関係ですね。これが基礎部分、塀、屋根、いろいろあると思うのですが、大変難しいですね。基礎や何かも、中へ入らないと基礎部分が割れているかどうかはわからないという面もありますし、ですからもう一度その辺をお手数でも、住民というのは、国民というのは、これまでずっと租税を納めてきた人間ですから、この辺で千年に一度ですから、その税金を少し住民の皆さん方の懐に入れてやってもいいのかなという感じをいたしております。

大変長くなりましたけれども、あと6月の定例会でいたすことにいたしまして、今の教育委員会のことで、教育長、私の口から何と申し上げられませんかという答えが出るかどうかかわかりませんが、その辺だけお聞きして終わりにしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 安全の対策に関して、いろいろな通知、通達が来ております。ただ、そういったマニュアル的なものは、それぞれ各町に合ったものをつくるようにはしております。ただ、そのほかに放射能の問題、心のケアのためのPTSDの問題、それから、いろいろな文書が毎日のように、それから、教科書の無償配布の件、それから、福島の方から来る子供たちの受け入れの件、学校給食の実施、そういうものもすべて含めて、当時の危険防止のためのマニュアルではなくて、そういったものトータルで校長会等で話し合っ、て、よりよいものをつくっていく必要があるのかなと考えております。

国としてのそういったマニュアルは文科省の方から出ていたものはありますけれども、

やはりそれをもとにして一番利根町に合った、それをつくるのが一番なのかなと考えておりますので、少し校長会等でも話し合ってみたいなと考えております。

よろしく申し上げます。

---

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第2回利根町議会臨時会を閉会いたします。

なお、次の第2回定例会は平成23年6月3日金曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後4時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会臨時議長 白 旗 修

利根町議会議長 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 新 井 邦 弘

署 名 議 員 花 嶋 美清雄